

○厚生労働省告示第二十九号

クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）第二百四十三条の規定に基づき、揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習、移動式クレーン運転実技教習及びデリック運転実技教習規程（昭和四十七年労働省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年二月十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

題名を次のように改める。

揚貨装置運転実技教習、クレーン運転実技教習及び移動式クレーン運転実技教習規程

第六条を削る。